諮問番号：令和元年度諮問第１３号

答申番号：令和元年度答申第２２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年７月７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）○○○○○○厚生年金基金（以下「基金」という。）の解散に伴う一時金（以下「本件一時金」という。）について、自分で使用できるものであると思い、今まで買い替えができずに修理等で我慢していた家電等の購入が可能であると考え、月々２，０００円の生涯年金ではなく、一括での受取りを選択したが、自立更生に必要な控除として認められず、全額返還になると説明を受け、家電等の購入については、社会福祉協議会での貸付金で購入するよう指示を受けた。しかし、本件一時金があるにもかかわらず、生活に必要な品を購入するために借金をするということがどうしても納得できない。

（２）基金の規約に、基金解散後の精算金については、基金の解散日において年金を受給している者に対し支払う旨の記載があり、この解釈について処分庁の主張は、基金の解散日において支払う、とのことで、資力発生日は平成２７年８月２０日と読み取れると説明された。この文章では、基金の解散日において、というのは年金を受給している者にかかっているのであって、基金の解散日において支払うとは解釈し難いのではないかと指摘したが、処分庁の主張は変わらないとのことであった。

（３）本件一時金については、平成２９年分の生命保険契約等の一時金の支払調書によれば、保険事故等の発生年月は平成２９年５月１１日となっており、本来この時点から月々２，０００円の生涯年金として受け取ることのできる解散分配金を前倒しで一時金で受け取ったにすぎず、資力発生日は平成２９年５月１１日であると認識でき得る。審査請求人は担当ケースワーカーから一時金で受け取れば全額返還しなければいけないとの説明は一度も聞いたことがなく、事前に聞いておれば、一時金ではなく、月々の年金としての受け取りで生涯に渡り月々の収入額が増加するにもかかわらず、その権利を奪われることは認め難い。資力発生日についても、勝手に解釈されたものであると思われ到底納得し難い。審査請求人は○○○○○一人暮らしとなり、法によって社会生活を可能にしてきたが、処分庁の職員の不誠実な対応により結果的に保護を辞退することとなった。保護停止後の生活は今までと変わることはなく、審査請求人にとって本件一時金は今後の生活を健康的に営むための貴重な収入の一部である。よって本件返還決定の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由の要旨

（１）審査請求人が受給した本件一時金について

審査請求人が受給した本件一時金は、加入していた基金が解散したことに伴う基金の残余財産の分配金であり、審査請求人は、生涯年金（２，０００円／月）として受け取ることができるものを一時金で受取ったにすぎず、本件処分により、生涯にわたり月々の収入が増加する権利を奪われた旨主張している。

しかしながら、仮に生涯年金として受け取ることにしていたとしても、月々の保護費に全額収入認定されるべきものであり、本件一時金は、最低生活の維持にあて得る金品であるとの判断が妥当である。

（２）資力の発生時点について

処分庁は、基金の規約に「清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならない。」と規定されていることから、これを後記第５の１（５）に照らし、本件一時金の請求権等が客観的に確実性を有することとなったと考えられることから、基金の解散日（平成２７年８月２０日）を資力発生日であるとしており、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（３）自立更生控除について

後記第５の１（２）のとおり、法第６３条に基づく返還額は、原則当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであることに加え、基金の解散に伴う残余財産の分配は、一時金として受け取る方法以外に、定例支給の年金として受け取る選択も可能であることも鑑みると、本件処分の返還額決定に当たっての自立更生控除については、定期的に支給される年金に対する遡及年金を受給した場合と同様、慎重に必要性を検討する等厳格な対応が求められるところである。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人から申し出のあった自立更生を目的とした家電等の購入が真にやむを得ないかについて、審査請求人宅を訪問し、実際に対象の家電等を審査請求人立会いのもとで動作や使用状況を確認し、後日、処分庁において組織的に検討を行ったことが認められる。その結果、審査請求人の主張する家電等の買い替えが審査請求人世帯の自立更生において真にやむを得ないものではないとした処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

（４）まとめ

以上のとおり、資力発生日以降の審査請求人に支給した保護費（医療費を含む）が、審査請求人が受給した本件一時金を上回るため、その全額を返還額として決定した処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

（５）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和元年　７月２５日　　　諮問書の受領

令和元年　７月２９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：８月２６日

口頭意見陳述申立期限：８月２６日

令和元年　８月　７日　　　第１回審議

令和元年　９月　５日　　　第２回審議

令和元年１０月１８日　　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
　なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８の３の（２）のアの（ア）では、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

（４）「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号。以下「課長通知」という。）の１の（２）は、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、（中略）、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること

②当該費用返還額は原則として全額となること

③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と記している。

（５）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６「費用返還と資力の発生時点」の答（３）は、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになる。これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになるので、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にすることになる。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によると、以下の事実が認められる。

（１）平成２２年５月２８日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）ケース記録票によると、平成２８年１１月２８日、審査請求人は処分庁を訪ね、厚生年金基金分配のお知らせを提出し、厚生年金基金が解散するため一時金の収入があること及び、振り込みがあればすぐに報告することを処分庁に告げ、処分庁は、振り込まれた金銭は、法第６３条の返還対象になることを説明していることが確認できる。

（３）ケース記録票によると、平成２９年５月１１日、審査請求人は処分庁を訪ね、本件一時金２７６，８３８円が振り込まれたことを処分庁に報告し、買いたいものがたくさんあるため、一時金の全額を審査請求人の自由に使いたいと主張し、その後に、毎月２，０００円ずつ返還金として納付する意思を示していることが確認できる。また、平成２９年分の生命保険契約等の一時金の支払調書によると、保険事故等の発生年月日及び保険金等の支払年月日は、双方とも平成２９年５月１１日となっていることが確認できる。

（４）ケース記録票によると、平成２９年５月１６日、審査請求人は処分庁を訪ね、審査請求人宅の冷蔵庫が壊れており、衛生的な生活が営めず困っていると申し出たため、処分庁は、審査請求人へ社会福祉協議会の臨時貸付金を紹介していることが確認できる。

（５）ケース記録票によると、平成２９年５月３０日、審査請求人は処分庁を訪ね、処分庁に対し、クーラー、ガスコンロ、湯沸かし器及び冷蔵庫の購入の見積もり書の写しを提出し、本件一時金について、自立更生の為のやむを得ない用途に使いたいので、法第６３条に基づく返還金について、全額を控除してほしいと申し出ていることが確認できる。

（６）ケース記録票によると、平成２９年６月２日、処分庁のケースワーカーが審査請求人の自宅を訪ね、家電等の状態を調査したことがわかる。調査の結果、湯沸かし器は使用不可、クーラーは、１階のものは使用可、２階にあるものは、２台あるうち１台が使用不可（２階は階段の昇降が怖いため使用していないとのこと）、ガスコンロは右側は支障なく稼働するが、左側は引火機能が故障しており、マッチでの引火で使用可、冷蔵庫は使用可の状態であることを確認したことが確認できる。

（７）ケース記録票によると、平成２９年６月１４日、処分庁はケース検討会議を開催しており、その結果、自立更生の為の用途といえ本件一時金は現時点では控除の対象にはなりえないとし、今回は一括での返還を求め、控除は認定しないことと決定したことが確認できる。また、今後の方針として、冬季に湯沸かし器が必要とのことであれば、持病等や用途などの必要な根拠を求めるとしており、クーラー、ガスコンロ及び冷蔵庫については、前記（６）のとおり、処分庁のケースワーカーが稼働を確認していることから、控除は認められないとしていることが確認できる。

（８）平成２７年４月１日現在の基金の規約（以下「基金の規約」という。）では、第８１条第１項において、「この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後において残余財産があるときには、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（中略）に分配しなければならない。」と定めていることが確認できる。

（９）平成２９年８月に、基金の代表清算人が発出した「厚生年金基金の解散のお知らせ及び解散に伴う年金支給の変更等について」によると、平成２７年８月２０日をもって基金が解散したことが確認できる。

３　判断

（１）審査請求人が受給した本件一時金について

本件一時金は、審査請求人が加入していた基金が解散したことに伴う基金の残余財産の分配金である。これは、一時金として一括で受け取ることにしても、月々の生涯年金として受け取ることにしても、月々の保護費に全額収入認定されるべきものであり、本件一時金は最低生活の維持にあて得る金品であるとの処分庁の判断は妥当である。

（２）資力の発生時点について

審査請求人は、本件一時金について、平成２９年分の生命保険契約等の一時金の支払調書によれば、保険事故等の発生年月日は平成２９年５月１１日となっており、本来この時点から月々２，０００円の生涯年金として受け取ることのできる解散分配金を前倒しで一時金として受け取ったにすぎず、資力発生日は平成２９年５月１１日であると認識できる旨主張している。

一方で処分庁は、前記２（８）のとおり、基金の規約に「清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（中略）に分配しなければならない。」と規定されていることから、前記１（５）に照らし、本件一時金の請求権等が客観的に確実性を有することとなった時点が資力発生日と考えられることから、基金の解散日である平成２７年８月２０日が資力発生日であると主張している。

これについて、前記１（５）は、損害賠償請求権の資力発生日についての解釈を示したものではあるが、「請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点である」との考え方については、本件処分においても採用することができる。そして、基金の規約には、解散した日において、この基金が給付に関する義務を負っていた者に分配しなければならないことが定められており、審査請求人の基金に対する一時金の請求権が、基金の解散日に客観的に確実性を有するに至ったと判断されることから、資力の発生日を基金の解散の時点とした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（３）自立更生控除について

前記１（２）のとおり、法第６３条に基づく返還額は、原則当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであることに加え、厚生年金基金の解散に伴う残余財産の分配は、一時金として受け取る方法以外に、定例支給の年金として受け取る選択も可能であることも鑑みると、本件返還額決定に当たっての自立更生控除については、定期的に支給される年金に対する遡及年金を受給した場合と同様、慎重に必要性を検討する等の対応が求められるところである。

本件についてみると、処分庁は、審査請求人から申し出のあった自立更生を目的とした家電等の購入について、審査請求人宅を訪問し、実際に対象の家電等を、審査請求人立会いのもとで動作や使用状況を確認し、後日、処分庁においてケース検討会議を行い、組織的に検討を行った。その結果、審査請求人宅の家電等が前記２（６）の状態であり、審査請求人の主張する家電等の買い替えが、前記１（４）の課長通知に定める、真にやむを得ない理由により控除を認める場合に該当しないものとした処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

（４）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子